

開催年月日 平成30年12月12日（水）

質問者 日本共産党 宮川 潤 委員

答弁者 少子高齢化対策監 栗井 是臣

子ども子育て支援課長 鈴木 一博

質 問 内 容	答 弁 内 容
一 学童保育基準について （一）現行の学童保育基準と変更について 2014年に策定された「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」で、「利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障する」として、職員については「従うべき基準」として、放課後児童支援員を原則2人以上配置すること、ただし1人を除き補助員でも可能とするなどと全国的な一定の水準の質の確保がなされました。ところが、今年11月19日内閣府の「地方分権改革」有識者会議で、「従うべき基準」の事実上廃止をする方向を打ち出したと伺っております。そこで、現行の学童保育の従うべき基準がどうなっていて、それをどう変更しようとしているのか、お示しください。 （二）安全で安心できる毎日の生活の場の確保について 従うべき基準ということを、参酌すべき基準とするよう検討しているということですから、無資格者が一人でも子どもの保育にあたるということも可能になるということになります。人員配置は安全にも直結することです。内閣府において、教育保育施設等における事故報告集計を行っていたと認識しております。「負傷等の事故概要」について、また放課後児童クラブの負傷件数とその割合をお示しください。さらに、北海道の状況についてもあわせてお示しください。 （三）基準変更の背景について 負傷事故の約3分の1が学童保育で起きているということがわかりました。こういう実態を見ると、基準が事実上なくなり、支援員は一人でもいい、無資格者でもいいということは、とても心配であります。子どもの安全を守るという点では大きな問題があり、今後、この心配を払しょくする運用をするように指摘をしておきます。このような問題のある基準の事実上の解消の動きが、なぜ起きたのか、その背景についてご説明ください。 （四）指導員（放課後児童支援員等）の処遇改善について 指導員の処遇改善についてでございますが、学童保育は指導員の献身的な熱意によって支えられております。保育士の賃金が低いということは度々問題になっておりますけれども、学童保育指導員の賃金はそれ以下であります。全国学童保育連絡協議会の実態調査によりますと、半数以上の指導員は年収150万円未満。週5日以上勤務する指導員であっても、150万円未満の方が46.2%。勤続年数が増えても賃金はあがらないと回答した方が51.9	【子ども子育て支援課長】 放課後児童健全育成事業の基準についてでございますが、放課後児童クラブの運営に関し、市町村が従事する者及びその員数について条例を定めるに当たりましては、厚生労働省令におきまして、2人以上の放課後児童支援員を配置することや支援員の資格要件などを「従うべき基準」として規定するほか、子ども1人当たりの面積や開所日数などを「参酌すべき基準」として規定しているところであります。こうした中、今般、内閣府では、地方分権改革有識者会議などにおきまして、地方分権改革を推進する観点から、「従うべき基準」と規定している事項を「参酌すべき基準」に見直すことを検討しているものであります。 【子ども子育て支援課長】 教育・保育施設等における事故報告についてでございますが、本年5月に内閣府が公表した事故報告集計によりますと、平成29年の全国の放課後児童クラブにおける、30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等の報告件数は362件で、保育所など、教育・保育施設等、全体の29.1%となっており、このうち、道内では、23件、28%となっております。 【子ども子育て支援課長】 基準の見直しについてでございますが、道内では、一部の地域において、放課後児童クラブの待機児童が発生しており、この背景には、利用希望者が増えてきたことのほか、支援員の確保が難しいといったことが挙げられまして、こうした状況は、全国的にも同様と承知しているところであります。こうしたことから、地域の実情に応じた支援員の柔軟な配置などが可能となるよう、全国知事会などから国に対し、地方分権改革に関する提案募集を通じて、基準の見直しを求めてきたものであります。 【子ども子育て支援課長】 放課後児童支援員についてでございますが、支援員は、子どもの健全な育成を支援する重要な役割を担っており、必要な人材の確保を促進する上で、支援員に対する賃金処遇の改善など、勤務環境の整備が必要と認識をいたしております。このため、道ではこれまで、一層の処遇改善を国に要望するほか、市町村が支援員の賃金改善を行うために実施する「キャリアアップ処遇改善事業」に対して補助するとともに、賃金改善の条件となる研修会を開催するなどいたしまして、人材の確保に取り組んできてい

質 問 内 容	答 弁 内 容
%、退職金がないという方が61.6%、社会保険がない（36.5%）、一時金がない（53.8%）、時間外手当がない（39%）、正規職員は少なく、多くが非正規職員（非常勤・臨時・嘱託・パートなど）という非正規職員になっています。今回の基準の事実上の解消は、支援員の確保の難しさというお話がありましたけれど、ただいま申し上げた実態調査からも、今なすべきことは、基準の解消ではなく、処遇改善ではないかと考えますが、この調査結果を踏まえ、処遇改善の必要性についてどう認識されていますか。また、道では処遇改善にどのように取り組んでいるのか、市町村の取組状況も含めて伺います。 再－（四） 指導員（放課後児童支援員等）の処遇改善について 「キャリアアップ処遇改善事業」に取り組んでいる市と町が16ということでありました。予想以上に少ない印象であります。処遇改善が進まない状況を放置しながら、基準をなくして指導員を確保しようとするのは順序が逆でありますし、処遇の低い状況では、新たに人を確保しようとしても定着しない、質の確保が出来ないということになります。基準をなくす前に処遇改善を行うことは必須であるということ強調しておきたいと思えます。道内市町村は179ありますけれども、学童保育、放課後児童クラブのない所もあるでしょうから、実施16市町に対して、実施していない市町村はいくつになるのですか。加えて、実施市町村を増やし、処遇改善を推進すべきと考えますが、どう取組を強化するのか伺います。 （指摘） 私がした質問は、実施が16市町とお答えになったので、していない市町村はいくつかと聞いたのですけれども、お答えにならない。しかし、学童保育の事業があるところは164市町村あるということですから、16市町で実施しているので、148市町村で実施していないと、キャリアアップを実施していないのが148ということでもいいんですね。そう聞いているんですから、ちゃんと答えていただきたい。それから、ただいまの答弁で必要に応じて事業を活用して処遇改善を行うとおっしゃいました。私は処遇改善が必要だから質問しているんですよ。先程、私が半数以上の指導員の年収が150万円未満だというような、全国学童保育連絡協議会の調査結果について申し上げました。この数字からいって、必要だということは当然ではないですか。道として別の数字持ってるんですか。持っていて、あるいは必要じゃない人もいるということを承知であれば、必要に応じてという答弁もわからないわけではない。しかし、掘んでないんじゃないんですか。道が賃金の実態を掘んでいない中で、全国学童保育連絡協議会がこういう厳しい数字を言っているんですよ。必要に応じてということが私は理解できない。ですから、必要だということで再検討していただきたいと思えます。	るところであり、本年度は、16の市と町がこの事業に取り組んでいるところでもあります。 【子ども子育て支援課長】 キャリアアップ処遇改善事業についてでございますが道内では、164市町村が放課後児童クラブを運営しておりまして、このうち、処遇改善事業を実施しているのは、16市町となっているところでございます。従事する放課後児童支援員の賃金水準は様々となっており、道といたしましては、今後、全市町村が策定する放課後児童クラブの整備計画の取りまとめにおいて、支援員の確保に関する課題も把握しながら、必要に応じて、この事業の活用を促すなどして、処遇改善に取り組んでまいりたいと考えてございます。

質 問 内 容	答 弁 内 容
(五) 今後の学童保育と指導員のあるべき姿について ２０１４年、現行の学童保育の「従うべき基準」が策定された当時、国会で田村のりひさ大臣が「量も必要でありますけれども、質というものも重要でございますので、この両面をしっかりと」勘案すると、学童保育の質を担保する国会答弁をしています。２０１４年ですから「従うべき基準」ができた当時ですよ。その時にすでに質の問題を言ってるんです。現状の指導員の賃金では、生活を支えることができず、これではなり手がないというのも当然であります。私は、大幅な処遇改善を速やかに行うべきであると考えます。学童保育は、生活の場ですが、異年齢の子どもたちが集団で過ごすこと、スケールの大きな行事を通じてたくましさや思いやりを身に着けるなど、家庭だけではできない経験を通じて成長します。また、親の労働を支えると同時に子育ての悩みにこたえ、親同士のつながりができていく中心になるのも指導員であります。私は、今回の無資格者の導入には、学童保育指導員の果たしている役割が社会的評価を高めていくうえでも問題があると考えています。札幌市や釧路市では、これまでの基準を緩和させない方向だと報道されています。基準を緩和させないでやっていけるところについては、続けられるように支援することが大事だと考えますし、今まで学童保育がないところに新たに作る場合には、設置するための支援や創意工夫が求められます。今後の学童保育と指導員のあるべき姿についてお考えをお聞かせください。 (指摘) 処遇改善については先ほどの答弁で必要に応じてという言葉がありましたけれども、そういう認識では困るということは重ねて強調しておきます。２０１５年に子ども・子育て支援新制度が実施されています。学童保育の指導員に対する資格が創設されるなど、保育の質を確保するとしていました。今回の基準の事実上の廃止は省令誤解とも言うべきものであります。人口の少ない地域で指導員の確保に苦勞していることは理解しています。当面の対応策として様々な方法が検討されることはあるとしても、指導員確保の王道は処遇改善であり、しっかり進めていくように重ねて指摘をして、質問を終わります。	【少子高齢化対策監】 今後の取組についてでございますが、近年、女性の就業率が向上をしている中、安心して仕事と育児を両立できる環境を整えていくためには、放課後児童クラブの受け皿整備をはじめ、必要となる資質を有する支援員の確保が重要と認識をしております。 このため、道といたしましては、引き続き、地域の利用ニーズに即した施設整備を市町村に働きかけるとともに、支援員の資質向上に向けた研修を実施することはもとより、全国知事会とも連携をしながら、なお一層の処遇改善について国に要望するほか、国の有識者会議における支援員の配置基準の検討状況を注視しつつ、今後とも、クラブが子どもたちの主体的な遊びや生活を支援し、適切に運営されるよう、北海道子どもの未来づくり審議会において、今後の対応に関する議論を進めてまいる考えでございます。